

介護職員初任者研修の受講料の一部を補助します！

氷見市介護職員初任者研修受講支援補助金

1 補助対象となる方(次のすべてを満たす方)

- 令和5年4月1日以降に開講する初任者研修を修了した方
- 初任者研修に係る受講料等を一部または全部自ら負担した方
- 市町村民税に未納がない方
- 初任者研修修了日時点において、氷見市内の介護サービス事業所等に介護職員として週30時間以上お勤めの方 または 初任者研修修了日から6ヶ月以内に氷見市内の介護サービス事業所等に週30時間以上勤務する介護職員として雇用された方

勤務時間の要件が緩和されました！

(勤務時間の要件が週35時間以上から週30時間以上に緩和されました。)

※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開講された初任者研修を修了された方についても補助対象となります。その場合は介護職員として週35時間以上の勤務が必要です。

※介護サービス事業所等…介護保険法の規定による介護サービスのうち、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)特定福祉用具販売を除く介護サービス事業所等をいいます。

2 補助対象経費

初任者研修を実施する研修機関に直接支払った次の経費

- 受講料
- 教材代及び実習代(追加講習等に係る費用は含みません。)

※ただし、国、都道府県、他の地方公共団体等又は勤務先の介護サービス事業所等から本補助金と同様の助成を受けているときは、その助成額を補助対象経費から控除します。



3 補助金額

補助対象経費×1/3以内の額(1,000円未満の端数切り捨て)

または 2万円 のいずれか低い額



お申込み・お問合せ先

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
氷見市 市民部 福祉介護課 介護保険担当
TEL 0766-74-8066

詳しくは下記QRコード
または市ホームページ
をご覧ください



申請書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 初任者研修の修了証の写し
- 初任者研修の受講料等の領収書の写し(宛名が申請者のものに限る。)
- 雇用状況を証する書類(雇用契約証明書又は就労証明書等)
- 市町村民税に係る納税証明書又は非課税証明書(市外居住者に限る。)
- 本補助金と同様の助成を受けている場合、助成に係る額を証する書類
- その他市長が必要と認める書類

申請の流れ

- ①令和5年4月1日以降に開講する初任者研修を受講する。
- ②初任者研修修了日から6ヶ月以内に氷見市内の介護サービス事業所等に週30時間以上勤務する介護職員として就労する。(既に就労されている方も可)
- ③就労開始から60日以内に、交付申請書に必要書類を添えて市へ申請する。
(既に就労されている方は、初任者研修修了日から60日以内)
- ④市は、内容を審査のうえ、交付決定通知書(または却下通知書)を申請者に交付する。
- ⑤市は、交付決定通知書を交付してから30日以内に申請者口座に補助金を振り込む。

補助金額の例

○補助対象経費(受講料、教材代及び実習代の合計額)が6万円の場合

- ①本人が全額(6万円)負担した場合

20,000円 市の補助	40,000円 申請者負担
-----------------	------------------

- ②介護サービス事業所等から一部(2万円)助成があった場合

13,000円 市の補助	20,000円 事業所からの助成	27,000円 申請者負担
-----------------	---------------------	------------------

- ③介護サービス事業所等から一部(2万円)、他の地方公共団体から一部(1万円)助成があった場合

10,000円 市の補助	20,000円 事業所からの助成	10,000円 他市からの助成	20,000円 申請者負担
-----------------	---------------------	--------------------	------------------